

# 院政期における家司受領と院司受領

寺内 浩

## はじめに

撰関期には撰関家家司が、院政期には院司が諸国の受領に数多く任じられ、撰関家や院に対して種々の経済的奉仕を行っていたことは周知の通りである。しかし、どれほどの数の家司受領・院司受領が存在し、どのような国に彼らが任じられていたかを具体的に論じたものは、白河院政期における家司受領及び院司受領の数の推移を検討した玉井力氏の研究<sup>(1)</sup>を除けば、ほとんどないのが現状である。そこで以下では、白河親政・院政期と鳥羽院政期を対象に、家司受領と院司受領<sup>(2)</sup>の人数の変遷を調べ、次にそれをもとに諸国のランキングを行い、彼らがどのような国の受領となっていたかを考えていくことにしたい<sup>(3)</sup>。

—

表2は、師実から頼長までの撰関家家政職員（家司・職事）及び白河・鳥羽院院司（別当・判官代・主典代）一覧

表である表1をもとに、白河親政期から鳥羽院政期における現任の家司受領と院司受領<sup>(4)</sup>の人数を年毎に集計したものである。<sup>(5)</sup>

この表によると、一〇九〇年頃までは、史料の関係もあつて確認できる家司受領及び院司受領の数はともに少ないが、前者が後者をやや上回っているといえよう。その後確認できる受領の数が増えるが、両者がほぼ同数の状態が続く。ところが、一一一〇年前頃からは院司受領がさらに増加して毎年二〇人前後を数えるのに対し、家司受領はその数を減少させ、毎年五、六人前後で推移するようになる。<sup>(6)</sup>このように、一一一〇年前頃から家司受領と院司受領の数字に顕著な差異が出るようになるのだが、この点についてももう少し詳しく検討してみよう。

## 二

さて、一〇世紀後半以降受領は私富を蓄積し、それらの私富は摂関家・院などへの私的奉仕や国家財政への還元<sup>(7)</sup>に使用されたりするのだが、「大国」「熟国」とされる国がある一方で、「最下国」とされる国もあるなど、任国により受領の収入には大きな差があつた。「今鏡」むかしがたり第九に「公経ときこえし手書き、県召にことよろしき国の司になりたらば、寺なども造らむと思ひしを、河内といふあやしき国になりたれば、かひなし、古寺などをこそは修理せぬと思ひて、見歩きけるに」とあるように、寺院を新造できるほどの収入のある国もあれば、「古寺」の修理しかできない国もあつたのである。では、どの国が収入の多い「ことよろしき国」であり、どの国がそうでない「あやしき国」であるかだが、平安時代後期における諸国の「格付け」については『公卿補任』の記載を用いた土田直鎮氏の研究がある。<sup>(8)</sup>しかし、土田氏の諸国の「格付け」はあくまで公卿の兼国がいかなる国に集中していたか、公卿になる前にど

のような国の司に任じられたかをもととしたものであり、氏の諸国の「格付け」をそのまま受領の収入の多寡の指標とすることはやや問題が残るといわねばならない。

では、いかなるものが受領の任国からの収入の多さを示す指標となりうるかだが、ここでは家司受領と院司受領の任国に注目したい。周知のように、摂関・院政期においては摂関家や院が家司・職事や院司を受領に任命し、彼らの任国からの収入を自己の重要な経済基盤としていたのだが、とりわけ院政期になると莫大な費用を必要とする寺院の造営などが彼らの成功によって数多くなされるなど、彼らの多くは比較的收入の多い国に任じられていたと考えられるからである。もちろん、すべての家司受領・院司受領が収入のよい国を得ていたわけではないだろうが、「要国皆人々御得分」<sup>(9)</sup>、「受領十五ヶ国之中、候院之輩七人、多任熟国」とあるように、一定程度そうした傾向は存在したと思われる。従って、彼らがより多く任じられていた国ほど収入のよい国と考えられるわけであり、彼らの在任期間の長さを見ることにより任国からの収入の多少をある程度推測できるのではないだろうか。

そこで白河親政期から鳥羽院政期までを対象に、各国において家司受領・院司受領が在任していたことが確認できる年数を調べたものが表3である。これによると、一〇七二年から一一五六年までの八五年間のうち七六年間を家司受領・院司受領が占めていた伊予国を筆頭に、国によってかなりの違いが認められる。家司受領・院司受領の在任年数の総計が五〇年以上の国をA、四〇年以上の国をB、三〇年以上の国をC、二〇年以上の国をD、一〇年以上の国をE、一〇年未満の国をFとすると、次の通りとなる。

- A 摂津、近江、越前、越後、但馬、播磨、美作、備中、讃岐、伊予、土佐
- B 尾張、甲斐、美濃、加賀、丹波、丹後、因幡、周防、淡路
- C 伊賀、遠江、相模、武蔵、上野、若狭、能登、伯耆、出雲、紀伊

D 和泉、参河、伊豆、上総、越中、備前、備後、安芸、長門、阿波、肥後

E 河内、常陸、信濃、下野、陸奥、出羽、佐渡、筑前、豊後、肥前

F 山城、大和、伊勢、志摩、駿河、安房、下総、飛驒、石見、隱岐、筑後、豊前、日向、大隅、薩摩、壹岐、対馬

これによると、Aが一国、Bが九国、Cが二〇国、Dが一国、Eが二〇国、Fが七国となる。AやBにランクされる国々が収入面では最高クラスの国ということになるが、地域的にみると北陸、山陰、山陽、南海道にそれらの国が多く、畿内、東海・東山道の東部、西海道にはあまりみあたらないようである。<sup>(10)</sup>

### 三

次に、当時の史料においてどのような国が「大国」「熟国」などとされたかを調べてみよう。

- (ア) 越後、但馬、加賀、丹波の受領を歴任した高階為章の卒伝に「頻任<sup>(11)</sup>大国」とある。また、「息男仲章、宗章、雅章、時章四人皆補<sup>(12)</sup>藏人、或又任<sup>(13)</sup>大国」とあるが、このうち仲章は康和二年（一一〇〇）に但馬守になっている。
- (イ) 長治元年（一一〇四）八月に伊賀と周防が相博されるが、『中右記』長治元年七月二〇日条には「大国相博事」とある。

(ウ) 播磨守藤原基隆の申請した奉仕について、白河上皇は「雖云<sup>(14)</sup>大国勤節、猶勝感恩<sup>(15)</sup>食」と述べている。

(エ) 天永三年（一一一二）の里内裏大炊殿の造管方法については国宛か成功かの議論があったが、「只募<sup>(16)</sup>大国一箇国成功、令<sup>(17)</sup>終不日功、尤可<sup>(18)</sup>宜歟」とする宗忠の意見が通り、丹波守忠隆の重任功により造管された。

(オ) 天永三年七月に散位藤原顕能が近江守となったが、この除目について宗忠は「年少之上、兼無<sup>(19)</sup>受領功、初度被<sup>(20)</sup>

任<sub>三</sub>大国、満座以目、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>詞<sub>三</sub>敷<sub>一</sub><sup>(14)</sup>としてゐる。

(カ) 天仁元年正月の除目について、宗忠は「受領十五ヶ国之中、候<sub>レ</sub>院之輩七人、多任<sub>三</sub>熟国<sub>一</sub>」<sup>(15)</sup>としてゐるが、彼らの任国は尾張、駿河、伊豆、甲斐、但馬、伯耆、出雲である。なお、但馬国は「第一国」と注記されている。

(キ) 下級役人でありながら莫大な財を有した男が娘の結婚相手について、「賤クトモ前追ハム人ヲコソ出シ入レテ見メ、極カラム近江、播磨ノ守ノ子也トモ、前追ザラム人ヲバ、我が御前達ノ御当リニハ何デカ寄セム」<sup>(16)</sup>と述べてゐる。

このように、「大国」「熟国」などとされていた国のほとんどが、A、BあるいはCランクの国々であり、<sup>(17)</sup>大体において上記のランキングが妥当であったことを裏付けていよう。<sup>(18)</sup>

#### 四

さて、表2によると時期によつて家司受領と院司受領の数には違いがみられるのだが、上記のランクを利用して彼らがどのような国に任じられていたかを考えてみよう。表4は当該期を白河院政開始の一〇八六年、堀河天皇死去の一〇一七年、白河法皇死去の一二二九年を画期として四期に分け、収入が特に多かったと考えられるBランク以上の国での両者の在任年数の合計を比較したものである。これによると①期においては家司受領がやや優勢であるが、②期になると院司受領が逆転し、③期以降はそれらの国のほとんどが院司受領によつて占められていた様子がわかる。従つて表2と考えあわせると、①―②期については、②期になるとランクが上位の国に任じられる院司受領がやや多くなるものの、家司受領と院司受領は数の面でも任国の面でもさほど差はなかったのだが、③期に入ると院司受領が

増えるとともに収入の多い国が彼らによってほぼ独占されるのに対し、家司受領は人数が減るだけでなく収入の多い国にはほとんど任じられなくなるのである。つまり、一一一〇年前頃を境に家司受領と院司受領の任国は量的にも質的にも大きな格差が生じるのである。<sup>(19)</sup>

## おわりに

白河親政期から鳥羽院政期を対象として、家司受領と院司受領について数量的分析を行ってきたが、人数や任国の面で当初は両者にさほどの相違はなかったが、やがて院司受領が家司受領を圧倒するようになったことが知られたように思う。もっともこうしたことは周知に属することであり、本稿はそれを再確認しただけにすぎないものであるが、以上の分析が今後の研究に少しでも役立てば幸いである。

## 註

- (1) 玉井力「受領巡任について」(『海南史学』一九、一九八一年)。  
 (2) 最初に家司受領と院司受領の定義を行っておく。摂関家の家政機関は多くの職員からなるが、その中心となるのは家司と職事であり、家政職員で受領に任じられるのも大半は家司と職事である。従って、本来的には家司は職事と区別されるべきだが、便宜上以下では家司・職事で受領となった者を家司受領と称することにする。同様に、院庁の職員も別当以下の数多くの職員から構成されるが、その中核となるのは別当・判官代・主典代の三者である。従って、以下で院司という場合には別当・判官代・主典代を指すものとし、別当・判官代・主典代で受領となった者を院司受領と称することにする。

(3) 本稿における受領の姓名・任期などの調査に際しては、『日本史総覧Ⅱ』(新人物往来社、一九八四年)、宮崎康充編『国司補任』四・

五(統群書類従完成会、一九九〇・一九九一年)を参照した。

(4) 当然の事ながら白河親政期には院司受領は存在しない。従って、白河親政期において院司受領とした者は後に院司となった受領の意である。

(5) 家司・職事や院司を勤めていた時期についてはほとんどの者が不明である。従って、家司受領・院司受領という場合には、受領任期中だけでなくその前後に家司・職事や院司を勤めていた者も含まれている。年の途中で交替した時は任期が半年以上であれば一年に、家司・職事と院司を兼ねる者は両方に数えた。なお、すでに玉井力氏によって寛治元年(一〇八七)から大治二年(一〇二七)までの家司受領と院司受領の四年おきの数量比較がなされており(同註(1)前掲論文)、表2はそれをやや詳細にかつ時期を拡大したものである。

(6) 同様な指摘はすでに玉井氏によってなされている(註(1)前掲論文)。ただし、玉井氏は康和元―三年(一〇九九―一一〇一)ごろから家司受領がかなり減少し、院司受領の方が多くなるとされるが、一一一〇年前頃までは両者の数にさほど差はないように思われる。

なお、『殿暦』永久四年正月二日条に「家司中無<sub>二</sub>受領<sub>一</sub>」「家司受領近來不見」とあるが、この年筑前守であった藤原有業は、永久元年(一一一三)、永久四年に家司とみえ(『殿暦』永久元年正月二日条、同四年七月二日条)、また天永三年(一一二二)の「摂関家政所下文」(『平安遺文』四―一七七八)には、越前守藤原仲実と紀伊守平実親が政所別当とあるので、当時家司受領が皆無だったわけではない。

(7) 拙稿「摂関期の受領と私富蓄積」(『日本歴史』五五一、一九九四年)。

(8) 土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(同『奈良平安時代史研究』所収、吉川弘文館、一九九二年、初出は一九七五年)。

(9) 『小右記』長和三年二月二〇日条、『中右記』天仁元年正月二十四日条。

(10) 土田氏の諸国の「格付け」は以下の通りである。

甲 近江、播磨、美作、備前、備中、讃岐、伊予

院政期における家司受領と院司受領

乙 美濃、越前、丹波、備後、周防  
 丙 大和、伊勢、尾張、但馬、紀伊、阿波  
 丁 山城、摂津、参河、遠江、相模、信濃、若狭、加賀、能登、越後、丹後、因幡  
 戊 その他の国

上位の国についてAからFのランクと比較すると、近江、播磨、越前、美作、備中、讃岐、伊予などはほぼ同じだが、摂津、越後、但馬、備前、土佐などの位置付けはやや異なるようである。

また、橋本義彦氏は、院政期の大國、熟国として、近江、美濃、尾張、加賀、越前、但馬、丹波、丹後、美作、播磨、備前、備中、備後、阿波、伊予を挙げておられるが、そのほとんどが、Cランク以上の国である（橋本義彦「院政政権の一考察」、同『平安貴族社会の研究』所収、吉川弘文館、一九七六年、初出は一九五四年）。

(11) 『中右記』康和五年二月二日条。

(12) 『永昌記』嘉承元年一〇月二七日条。

(13) 『中右記』天永三年六月一日条。なお、当初は大炊殿の移転は因幡国に課されていた（『中右記』天永三年五月三日条）。

(14) 『中右記』天永三年七月二三日条。

(15) 『中右記』天仁元年正月二四日条。

(16) 『今昔物語集』三一―三五。

(17) 逆に、評価の低い国をみると、山城〔成<sub>レ</sub>受領五ヶ国畢如常、山城一ヶ国不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成、依<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>所望人也〕『中右記』長承三年二月二日条、大和〔大和ノ守ニ成給フニテ、思エノ程ハ見エヌ〕『今昔物語集』二八一―三二一、河内〔河内といふあやしき国〕『今鏡』むかしがたり第九）など、いずれもランクが下位の国である。

(18) ただし、摂津と淡路についてはやや問題がある。『中右記』天仁元年正月二四日条で両国は「最下国」とされ、また『師遠記』大治二年六月一日条によると、淡路からの収入は「米毎年六千石、塩五百余石」と比較的よいものの、摂津はわずかに「所<sub>レ</sub>徴庶米一年不<sub>レ</sub>及三十石」であった。従って、両国に家司受領、院司受領が多く任じられたのは、都から近距離であるなど収入以外の要素も作用して

いたものと思われる。

(19) 周知のように、白河院政は師通、師実の死を経て、一一〇七年に堀河天皇が死去することにより確立するのだが、本文で述べたことはこうしたことと対応するものといえよう。

表1  
 (7) 摂関家家政職員(家司・職事)表

氏名	家政職員(典拠)	任国
橘以綱	忠実家司〔殿〕康和4・6・30)	相模、陸奥
橘以政	忠通職事〔兵〕保元2・3・3)	肥前、筑前、摂津
橘以長	忠通職事〔兵〕保元2・10・8)	
以能	頼長家司〔世紀〕久安5・1・23)	
惟兼	頼長職事〔台別〕久安6・10・28)	
惟俊	忠実家司〔職事〕〔永〕嘉承1・12・16)	
藤原惟信	忠実家司〔職事〕〔永〕嘉承1・12・16)	遠江、甲斐
高階為家*	師実家司〔為房〕寛治1・6・24)	
高階為基	師通職事〔中〕嘉保2・4・23)	
藤原為信	忠実家司〔中〕長治1・4・21)	
藤原為真*	忠通家司〔中〕元永2・2・6)	
藤原為親	師実家司〔平〕1・1・32)	美作、播磨、伊予、近江、丹後、越前
藤原為通*	忠通家司〔平〕2・6・80)	備中
		伊豆、河内
		肥前
		下野

藤原為房*	師実家司〔中〕寛治4・12・20)	遠江、加賀、尾張
	師通家司〔後二条〕永長1・9・26)	
藤原為隆	忠実家司〔中〕嘉承2・11・29)	甲斐、淡路、遠江
	師通家司〔摂関〕	
大江維順	忠実家司〔中〕天仁1・11・5)	
藤原永実	忠通家司〔中〕元永2・2・6)	
	頼長家司〔台〕康治2・12・8)	
	忠実家司〔殿〕天永2・12・9)	信濃
	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19)	
藤原永範	忠通家司〔平〕2・6・53)	石見
遠明	頼長家司〔台〕仁平2・1・11)	
家清	師実職事〔中〕永長1・12・8)	
高階雅遠	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19)	
源雅兼*	忠実家司〔朝野〕卷7)	相模、甲斐
源雅職	忠実職事〔殿〕長治1・1・2)	
	忠通職事〔殿〕天永1・4・16)	
源雅亮*	頼長職事〔台〕久寿2・4・27)	伊賀
藤原基綱	師通職事〔中〕嘉保1・12・13)	河内
源季兼	忠通家司〔平〕2・6・53)	豊後、対馬、石見
源季広	忠通職事〔兵〕保元2・9・13)	下野
源季長	忠通職事〔兵〕仁平2・12・30)	飛驒、大和、和泉
源義明	頼長家司〔台別〕久寿2・4・19)	

任教	業房	藤原経憲	源 経光	平 経章	高階経敏	橘 兼遠	藤原憲親	藤原憲忠	藤原憲輔	藤原憲頼	藤原顯憲	源 顕行	藤原顯方	橘 元輔	源 光行	惟宗孝言	公長				
頼長家司〔台〕久寿1・1・29	忠実職事〔殿〕康和3・12・24	頼長家司〔世紀〕久安5・1・23	忠通職事〔兵〕保元1・11・7	師実家司〔兵〕保元2・8・21	師通職事〔中〕永長1・9・20	師通職事〔摂関〕	頼長職事〔台〕久安2・12・19	頼長職事〔台〕久寿2・4・27	師実家司〔平〕1132	頼長職事〔台別〕久寿2・4・20	頼長家司〔台〕久安6・4・28	忠実職事〔中〕元永2・12・29	頼長職事〔台〕久安2・12・19	忠通家司〔中〕長承2・1・3	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19	忠通家司〔兵〕保元3・8・11	忠通家司〔兵〕仁平2・11・15	頼長家司〔台〕康治1・12・20	忠通職事〔世紀〕久安1・4・25	師実家司〔為房〕寛治1・6・24	師通家司〔摂関〕
				相模、武蔵、能登、	長門			加賀、備中、備後、	近江、備前					伊賀		和泉、佐渡	摂津、伊賀				長門、伊勢、伊賀

藤原孝清	藤原孝能	中原広安	中原広季	源 広綱	中原広宗	伴 広親*	中原広忠	広定	大江広房	藤原行家	藤原行綱	藤原行盛*	藤原行房	行頼	高家	高基	藤原高佐						
師実職事〔為房〕寛治1・6・24	師通職事〔中〕嘉保1・12・13	頼長職事〔台〕天養1・7・1	忠通家司〔兵〕保元3・8・15	忠通家司〔兵〕保元1・8・21	頼長家司〔台〕久寿2・4・27	師実家司〔平〕補278	忠実家司〔殿〕康和3・12・24	頼長家司〔知信記〕保延1・2・8	忠実家司〔殿〕永久1・3・28	忠実家司〔殿〕康和4・5・8	忠実職事〔殿〕天永3・11・12	師通家司〔中〕嘉保1・3・11	忠実家司〔中〕嘉保1・3・28	師実家司〔中〕寛治2・1・19	忠実家司〔朝野〕巻7	忠実家司〔殿〕永久4・7・21	頼長家司〔中〕大治5・4・19	師実家司〔中〕寛治7・10・10	師通家司〔中〕嘉保1・3・11	忠通職事〔兵〕久寿2・12・29	師通家司〔摂関〕	頼長職事〔台〕仁平3・8・10	忠通職事〔兵〕保元1・9・1
和泉、周防、伊賀				摂津	石見	周防、安房		信濃	阿波、美作、讃岐	若狭、下野	摂津		阿波、因幡、美濃				下総、飛騨						

源 高実	師通家司〔後二条〕康和1・2・26)	伯耆、越前、讃岐、阿波
源 高範	忠通職事〔兵〕久寿1・7・13	
藤原佐美	忠実職事〔殿〕長治1・1・2	伊勢
菅原在良	忠実家司〔殿〕天永3・11・18	摂津
中原師安	忠通家司〔地下〕	佐渡
中原師遠	頼長家司〔世紀〕久安5・1・23	摂津、隱岐
	忠実家司〔地下〕	
	忠通家司〔地下〕	
中原師元	忠実家司〔地下〕	出羽
	忠通家司〔兵〕保元3・1・15	
	頼長家司〔兵〕仁平2・1・26	
藤原師国	忠実職事〔殿〕康和3・8・23	佐渡、安房
中原師清	忠通家司〔法性寺〕元永2・2・6)	
中原師平	師実家司〔平〕1132)	淡路、土佐、肥後
藤原資兼	忠実職事〔殿〕永久4・7・21	肥後
高階資泰	忠通職事〔兵〕保元2・9・1	河内
藤原資長	忠通家司〔平〕2856)	
平 時信*	忠通家司〔平〕2404)	
	頼長家司〔台〕保延2・10・11	
	頼長家司〔台別〕仁平3・9・10	
菅原時登	忠通家司〔中〕大治5・2・21	
時政		

平 時範	師通家司〔兵〕保元2・8・21)	越中、因幡、近江
	忠実家司〔殿〕康和3・8・23)	
	忠通家司〔殿〕嘉承2・4・26)	
藤原実光*	忠実家司〔殿〕天永2・12・9)	近江
	忠通家司〔兵〕保元2・8・24)	
	頼長家司〔中〕大治5・4・19)	
藤原実綱	師実家司〔平〕1132)	但馬、美作、伊予、備中
藤原実重	頼長家司〔兵〕久寿1・8・21)	
平 実親	忠実家司〔殿〕嘉承1・7・29)	紀伊、淡路
	忠通職事〔殿〕天永1・4・16)	
藤原実政	師実家司〔平〕1132)	甲斐、備中、近江
源 実房	忠通家司〔知信記〕長承1・2・28)	遠江、上野
藤原宗光	忠通家司〔永昌記紙背文書〕	
橘 宗季	師通職事〔後二条〕寛治6・12・29)	
紀 宗孝	忠実家司〔尊卑〕	
藤原宗国	忠実職事〔殿〕永久1・3・28)	下野
	忠通職事〔殿〕嘉承2・4・26)	
藤原宗仲	師通職事〔中〕承德2・2・14)	
	忠実職事〔殿〕康和5・12・19)	
	師実職事〔殿〕康和2・6・19)	
高階重仲	忠実家司〔殿〕康和4・7・5)	出雲、近江
	忠通家司〔殿〕嘉承2・4・26)	

源 重範	頼長職事〔台〕久安4・10・21	
藤原俊信	師通家司〔為房〕嘉保2・7・22	
橘 俊清	師通職事〔撰関〕	肥前
清原信俊	忠通家司〔平〕2487	肥後
平 信範*	忠実家司〔兵〕仁平2・11・30	
	忠通家司〔平〕2977	
	師実職事〔帥記〕永保1・4・29	
親綱	師実家司〔康平記〕康平5・11・2	
親任		
藤原親隆*	忠実家司〔平〕2757	上総、信濃、尾張
	頼長家司〔台〕康治1・8・13	伊予
成近	忠通家司〔台〕久安4・2・11	
藤原成佐	頼長家司〔台〕久安3・2・5	
藤原成実	忠実職事〔殿〕長治1・1・2	武蔵
藤原政業	忠通家司〔兵〕仁平2・1・16	
	頼長家司〔台〕久安2・12・19	
小槻政重	忠通家司〔平〕2487	摂津
藤原正家	師実家司〔平〕1132	越中、肥前、若狭
	忠実家司〔中〕寛治2・1・21	
藤原清家	師実職事〔為房〕寛治1・5・21	伊賀、相模
	師通職事〔撰関〕	
清兼	頼長職事〔台〕久安4・10・21	
藤原清高	忠通家司〔兵〕久寿2・8・28	上総

源 清実	師実職事〔為房〕寛治1・6・24	信濃、越前、周防
	師通家司〔後二条〕永長1・1・7	
	忠実職事〔中〕寛治2・1・21	
橘 清職	頼長職事〔台〕久寿2・4・27	
橘 清則	頼長家司〔職事〕〔兵〕仁平2・8・14	
高階清泰	忠実家司〔九条家文書〕	豊後
源 清長*	師実家司〔為房〕寛治1・7・15	土佐、美作
	忠実家司〔中〕寛治2・1・21	
藤原清頼	頼長職事〔兵〕保元1・7・13	
源 盛家	忠実職事〔殿〕元永1・8・4	摂津
	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19	
源 盛雅	忠実職事〔殿〕康和5・7・19	上総、伊豆、尾張
	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19	
源 盛季	忠実職事〔殿〕天仁1・10・15	和泉
	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19	
源 盛業	忠通職事〔兵〕仁平2・1・16	
	頼長職事〔台〕仁平2・1・26	
藤原盛経	忠実職事〔殿〕永久4・7・21	
藤原盛憲	頼長家司〔台〕久安2・1・20	

源 盛行	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19)	
藤原盛佐	頼長家司〔世紀〕久安5・1・23)	甲斐、土佐
藤原盛実	師通職事〔中〕嘉保1・10・24)	
	忠実家司〔殿〕長治1・4・21)	
	忠通家司〔殿〕嘉承2・4・26)	
小槻盛仲	忠実職事〔殿〕永久3・12・7)	淡路
源 盛長	師通家司〔撰関〕	
	忠実家司〔中〕嘉保1・3・28)	
源 盛定	忠通家司〔世紀〕康治2・1・3)	下野、下総
源 盛邦	忠実職事〔兵〕仁平2・3・3)	
	頼長職事〔台別〕仁平1・11・10)	肥後
藤原盛房	忠実家司〔殿〕康和4・7・5)	遠江
藤原説長	師通職事〔中〕嘉保2・4・23)	
	忠実職事〔殿〕康和3・6・5)	
	忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19)	
宣親	頼長職事〔台〕久安4・1・5)	
高階泰兼	忠実家司〔兵〕仁平2・8・26)	筑前
	忠通家司〔長〕保延2・1・1)	
	頼長家司〔台〕久安2・12・19)	
	忠通家司〔兵〕仁平2・1・16)	出羽
高階泰盛	頼長家司〔兵〕仁平3・1・3)	

高階泰仲	師実家司〔後二条〕永長1・2・23)	加賀、讃岐、美作、伊予
	師通家司〔撰関〕	
平 知経	忠実家司〔中〕寛治2・1・21)	
藤原知綱*	頼長家司〔台〕久寿2・4・27)	伯耆、阿波
	師実家司〔中〕寛治2・1・19)	
	師通家司〔撰関〕	
藤原知実	忠実職事〔殿〕康和4・9・14)	
平 知信	忠実家司〔殿〕永久1・3・28)	出羽
	忠通家司〔平〕2・4・8・7)	
	頼長家司〔中〕大治5・4・19)	
知輔	師通家司〔後二条〕寛治6・9・7)	和泉
高階仲兼	忠実職事〔殿〕康和3・8・23)	
藤原仲光	忠通職事〔殿〕嘉承2・4・26)	
高階仲行	忠実職事〔殿〕永久5・7・19)	
	忠実家司〔兵〕保元1・3・3)	
	頼長職事〔台〕久安4・10・21)	
藤原仲実	忠実家司〔平〕1・7・7・8)	紀伊、参河、備中、越前
藤原仲実	忠実家司〔中〕嘉承1・7・29)	
高階仲範	忠実家司〔台〕久安1・3・4)	
仲頼	頼長家司〔職事〕〔兵〕仁平2・8・14)	

藤原仲隆	忠実家司(職事)〔永〕嘉承1・12・16) 忠通家司(職事)〔中〕天永3・2・19) 頼長家司(職事)〔兵〕仁平2・8・14)	紀伊
平 忠正	頼長家司(職事)〔中〕天永3・2・19) 頼長家司(職事)〔兵〕仁平2・8・14)	紀伊
忠能	頼長職事〔台〕康治2・12・8) 師通職事〔中〕嘉保2・3・5) 忠実家司〔殿〕天永2・12・9) 忠通家司〔平〕2・6・5・3)	信濃
藤原朝輔	師通職事〔中〕嘉保2・3・5) 忠実家司〔殿〕天永2・12・9) 忠通家司〔平〕2・6・5・3)	陸奥
藤原長光	忠通家司〔兵〕保元1・8・21) 頼長家司〔台別〕仁平3・9・10) 忠通職事〔兵〕保元2・3・1)	豊前、伊賀
源 長定	忠通職事〔兵〕保元2・3・1) 師実家司〔為房〕永保1・11・9) 忠実家司〔永〕天永1・3・6) 忠通職事〔殿〕天永1・4・16)	参河
藤原長明	忠実家司〔永〕天永1・3・6) 忠通職事〔殿〕天永1・4・16)	因幡
藤原長隆	忠通職事〔殿〕天永1・4・16) 忠実家司〔殿〕康和4・11・8) 頼長家司〔世紀〕久安5・1・23)	伊豆
大江通国	頼長家司〔世紀〕久安5・1・23) 師実家司〔平〕1・1・3・2)	上野
清原定安	忠実職事〔殿〕康和3・12・24) 忠通家司(職事)〔中〕天永3・2・19)	飛驒、石見
藤原定俊	忠通家司(職事)〔中〕天永3・2・19)	
藤原定仲	忠実家司〔殿〕天仁1・8・13) 師通職事〔中〕永長1・9・20)	参河、上野
藤原定通		
高階敦遠*		

藤原敦基	師実家司〔為房〕寛治2・12・21) 師通家司〔後二条〕寛治3・2・20)	上野
敦経	忠実家司〔中〕康和4・7・5) 頼長家司〔台〕久安4・10・13) 忠実家司〔殿〕康和4・7・5) 忠実家司〔殿〕永久4・7・21) 忠通家司〔法性寺〕元永2・2・9)	信濃、筑前、近江
藤原敦光	忠通家司〔法性寺〕元永2・2・9)	
藤原敦宗*	忠実家司〔殿〕天仁2・8・17) 頼長家司〔台〕久安3・11・22) 師通家司〔後二条〕寛治5・6・26)	摂津、丹波、能登、常陸、長門
藤原敦任	師通家司〔後二条〕寛治5・6・26)	
高階能遠	忠実家司〔殿〕康和5・7・21) 忠実職事〔兵〕仁平3・3・3) 頼長家司(職事)〔兵〕仁平2・8・14)	摂津、上野、肥前
藤原範実	忠実家司〔殿〕康和5・7・21) 忠実職事〔兵〕仁平3・3・3) 頼長家司(職事)〔兵〕仁平2・8・14)	摂津、上野、肥前
藤原保説	頼長職事〔台記〕久安2・12・19) 忠実家司〔殿〕康和4・5・17) 忠通家司〔平〕2・9・7・7)	梶、和泉、越後、伊予、播磨
小槻輔俊	忠通家司〔平〕2・9・7・7)	
藤原邦綱	師実職事〔中〕嘉保2・1・30) 忠実家司〔殿〕天永2・12・9) 頼長家司〔台別〕仁平3・9・10) 師通職事〔中〕嘉保1・12・13)	下野
藤原邦宗	師実職事〔中〕嘉保2・1・30) 忠実家司〔殿〕天永2・12・9) 頼長家司〔台別〕仁平3・9・10) 師通職事〔中〕嘉保1・12・13)	下野
藤原邦忠	忠実家司〔殿〕天永2・12・9) 頼長家司〔台別〕仁平3・9・10) 師通職事〔中〕嘉保1・12・13)	阿波
藤原茂明	頼長家司〔台別〕仁平3・9・10) 師通職事〔中〕嘉保1・12・13)	下野
源 有家	師通職事〔中〕嘉保1・12・13)	

藤原有業*	忠実家司〔殿〕永久4・7・21 忠通家司〔職事〕〔中〕天永3・2・19	筑前、長門
藤原有兼		
藤原有光	忠通家司〔兵〕保元1・8・21 頼長家司〔台〕久寿1・12・28	摂津
藤原有綱	師実家司〔殿〕長治1・4・21 師通家司〔後一条〕応徳1・3・4	摂津
藤原有俊	師実家司〔殿〕康和2・6・19 師通家司〔中〕嘉保1・3・11	安芸
藤原有信	忠実家司〔殿〕康和3・7・29 師通家司〔中〕嘉保1・3・11	和泉 和泉
藤原有成	忠実家司〔兵〕仁平2・3・3 忠通家司〔世紀〕康治2・1・3 頼長家司〔台〕久安2・12・19	和泉、日向
藤原有定	師通家司〔為房〕寛治1・7・19 師通家司〔撰閑〕	淡路
小槻祐俊		伊賀
藤原頼業	忠実職事〔兵〕仁平3・3・3 頼長職事〔台〕久寿2・4・15	若狭、阿波
源 頼憲		
藤原頼佐	頼長職事〔台〕康治2・12・8 頼長家司〔台〕康治2・12・8	近江
藤原頼方*	師通家司〔撰閑〕	周防、備後、但馬
藤原隆宗		
藤原隆方	師実家司〔平〕1132	

藤原良綱	師実家司〔平〕1132	陸奥、周防、阿波、但馬
藤原令明	忠通職事〔法性寺〕元永2・2・9	上野

(イ) 白河・鳥羽院院司(別当・判官代・主典代)表

氏名	院司(典拠)	任国
大江以平	鳥羽主典代〔世紀〕康治1・5・5)	大和
藤原伊信	白河判官代〔中〕寛治6・7・2)	長門
藤原伊通	白河別当〔中〕康和5・3・15)	参河、備中
藤原惟方	鳥羽別当〔仁平〕	越前、丹後、遠江
高階為家*	鳥羽判官代〔平〕2・5・7・5)	周防、美作、播磨
藤原為経	白河別当〔中〕嘉承1・11・16)	伊予、近江、丹後、越前、備中
藤原為綱	鳥羽判官代〔兵〕仁平3・1・14)	長門
高階為重	白河判官代〔中〕大治4・7・15)	伊賀、佐渡
高階為章	白河別当〔中〕寛治2・1・19)	越後、但馬、加賀、丹波
藤原為真*	鳥羽判官代〔中〕保安4・2・16)	肥前
高階為清	鳥羽判官代〔仁平〕	佐渡、近江
藤原為通*	鳥羽別当〔平〕補70)	遠江、加賀、尾張
藤原家教	白河別当〔中〕康和4・7・20)	美濃
源家賢	鳥羽判官代〔仁平〕	
藤原家光	白河別当〔中〕寛治2・1・19)	
	白河別当〔平〕1・7・1・4)	淡路、伯耆

藤原家成	鳥羽別当〔平〕2・3・3・9)	若狹、加賀、讃岐、播磨
藤原家忠	白河別当〔中〕寛治2・1・19)	
藤原家長	白河判官代〔中〕元永1・1・10)	美濃、土佐、備中、伯耆、美作、能登
藤原家保	鳥羽別当〔平〕2・3・3・9)	越前、丹後、但馬、丹波、播磨、伊予
藤原家明	白河別当〔平〕4・9・7・5)	丹波、播磨、伊予
	鳥羽別当〔平〕2・1・4・5)	越後、美濃、備後、播磨
	鳥羽判官代〔公補〕応保2)	
源雅兼*	鳥羽別当〔平〕2・1・4・5)	
源雅美	白河別当〔中〕寛治6・2・29)	
源雅俊	白河別当〔平〕1・7・1・4)	
源雅親	鳥羽判官代〔長〕保延2・2・1)	
源雅通	鳥羽判官代〔兵〕仁平2・3・7)	
源雅定	白河別当〔平〕4・9・7・5)	
源雅亮*	鳥羽別当〔平〕2・1・4・5)	
源雅亮*	鳥羽判官代〔仁平〕	伊賀
高階基実	鳥羽主典代〔兵〕保元1・3・15)	肥後
平基盛	白河判官代〔中〕嘉保1・1・13)	大和、淡路、遠江、越前
藤原基忠	鳥羽判官代〔兵〕久寿2・4・11)	
藤原基頼	白河別当〔中〕寛治2・1・19)	
藤原基隆	白河判官代〔中〕寛治6・7・2)	陸奥、能登
	白河別当〔平〕1・7・1・4)	
	鳥羽別当〔平〕2・1・4・5)	讃岐

藤原季安	白河判官代〔中〕寛治4・1・16	上野
藤原季行	鳥羽別当〔兵〕仁平3・5・28	阿波、能登、因幡、 武藏、土佐、讃岐
藤原季成	鳥羽別当〔仁平〕	加賀
中原季盛	白河判官代〔中〕大治4・閏7・17	
藤原季仲	白河別当〔世紀〕康和1・11・3	美濃、備後
藤原季通	白河判官代〔平〕1・7・14	
中原季範	白河主典代〔中〕大治4・7・15	
藤原季保	白河判官代〔中〕寛治7・3・20	
源 義弘	白河判官代〔尊卑〕	美作
大江匡房	白河別当〔中〕寛治2・1・19	淡路、大和、越中、 常陸、能登
平 教盛	鳥羽判官代〔公補〕仁安3	
藤原教長	鳥羽別当〔平〕補65	
中原景兼	鳥羽主典代〔兵〕仁平2・2・20	
藤原経実	白河別当〔中〕寛治2・1・19	
藤原経宗	鳥羽別当〔平〕2・14・5	
藤原経親	鳥羽院司〔兵〕仁平2・3・8	
藤原経忠	鳥羽判官代〔平〕2・14・5	周防、安芸、近江
藤原経定	白河別当〔中〕嘉保2・12・24	
藤原経隆	鳥羽別当〔平〕2・14・5	周防、出雲、讃岐、 但馬
	鳥羽判官代〔仁平〕	
	鳥羽判官代〔平〕2・14・5	

藤原兼長	鳥羽別当〔仁平〕	出雲、周防、近江
藤原憲方	鳥羽判官代〔平〕2・3・39	摂津、甲斐
藤原顕遠	鳥羽判官代〔平〕2・3・39	
源 顕雅	白河別当〔平〕1・7・14	讃岐、丹波、尾張、 伊予、播磨、美作
藤原顕季	白河別当〔平〕1・7・14	
藤原顕業	鳥羽別当〔平〕2・3・39	
藤原顕経	白河判官代〔殿〕天仁1・1・29	
源 顕重	白河別当〔中〕大治4・7・15	越前、伯耆、尾張
藤原顕盛	白河別当〔中〕大治4・7・15	
源 顕通	鳥羽別当〔平〕2・14・5	
藤原顕能	白河別当〔平〕4・9・75	讃岐、備前、越前、 美作
藤原顕保	白河判官代〔中〕大治4・7・15	
藤原顕輔	鳥羽別当〔平〕2・14・5	美作
藤原顕頼	鳥羽別当〔平〕2・3・39	土佐、美濃、越前、 播磨
藤原顕隆	白河別当〔平〕4・9・75	越後、加賀、美作、 近江
源 光雅	鳥羽別当〔中〕大治4・7・15	
源 光宗	鳥羽別当〔平〕2・14・5	出雲、参河、丹後、 丹波
藤原光定	白河別当〔平〕4・9・75	若狭、近江
藤原光頼	鳥羽判官代〔仁平〕	伯耆
	鳥羽判官代〔兵〕久寿2・1・12	
	鳥羽別当〔仁平〕	伯耆、備中

藤原光隆	鳥羽別当〔仁平〕	淡路、安芸、出雲、 但馬、備中、越中
藤原公教	白河別当〔中〕大治4・7・15 鳥羽別当〔平〕2145	
藤原公行	鳥羽別当〔平〕2339	
藤原公実	白河別当〔中〕寛治2・1・19 鳥羽判官代〔平〕補65	
藤原公宗	鳥羽別当〔兵〕久寿1・7・29 鳥羽別当〔仁平〕	丹波、因幡
藤原公能	鳥羽別当〔平〕2339	越中
藤原公隆	鳥羽主典代〔兵〕久寿2・4・12 白河主典代〔為房〕永久2・11	安房、周防
三善広行	27)	
伴 広親*	白河判官代〔中〕保安1・4・3 白河判官代〔尊卑〕	大隅
大江康貞	白河判官代〔中〕嘉保1・6・2 白河主典代〔中〕天永3・9・7	淡路、甲斐、武蔵
藤原行実	鳥羽主典代〔平〕2145	河内、隱岐
大江行重	白河判官代〔中〕嘉承1・7・27 白河判官代〔世紀〕康和5・6	摂津
藤原行信	9)	
藤原行盛*	鳥羽主典代〔長〕大治4・3・19 鳥羽判官代〔尊卑〕	
源 国元	白河別当〔中〕康和5・1・2 鳥羽主典代〔中〕大治5・1・28	肥前
源 国宗		
源 国信		
大江国通		

藤原国明	白河別当〔中〕嘉保1・6・2 鳥羽主典代〔兵〕仁平2・3・13	越後、備前、伊予
大江佐平	白河院司〔殿〕天永3・2・12	肥前
藤原師季	鳥羽別当〔平〕2491	甲斐
源 師行	鳥羽別当〔平〕2339	山城、長門
源 師時	白河別当〔中〕寛治2・1・19 白河別当〔中〕嘉保2・1・2	備後、丹後、播磨
藤原師信	鳥羽別当〔仁平〕	
源 師忠	白河別当〔世紀〕仁平3・5・28 白河判官代〔中〕大治4・7・15	丹後、參河、越中
藤原師長	鳥羽別当〔平〕補65	備後、上総
藤原師通	鳥羽判官代〔仁平〕5001	隱岐、下野
源 資賢	鳥羽判官代〔仁平〕2575	
藤原資憲	鳥羽判官代〔平〕2145	因幡、備後
藤原資隆	鳥羽判官代〔平〕2145	
平 時信*	鳥羽判官代〔中〕寛治2・1・19 鳥羽主典代〔高野行幸記〕天治1・10・24	
平 時忠	鳥羽判官代〔平〕2145	
藤原時通	鳥羽判官代〔平〕1714	近江
藤原実季	鳥羽別当〔平〕2145	
藤原実季	鳥羽別当〔平〕2145	
菅野実兼	鳥羽別当〔平〕2145	美作、加賀
藤原実能		
藤原実光*		
藤原実行		

藤原美隆	白河別当〔平〕 1714)	
宗教	鳥羽別当〔中〕 大治2・10・16)	
玉祖宗賢	鳥羽院司〔兵〕 仁平2・3・8)	
高階宗章	白河主典代〔殿〕 康和4・1・23)	
	白河判官代〔平〕 1714)	筑前、越中、若狹、 遠江、加賀
中原宗政	白河主典代〔平〕 1714)	伊豆
藤原宗忠	白河別当〔平〕 4975)	
藤原宗通	白河別当〔中〕 寛治2・1・19)	
藤原宗輔	鳥羽別当〔兵〕 久寿1・7・29)	周防、筑前、摂津、 上野
藤原重家	鳥羽判官代〔平〕 2536)	周防、筑前、摂津、 上野
源 重資	白河別当〔平〕 4975)	上野
藤原重通	白河判官代〔平〕 4975)	摂津
藤原重方	鳥羽別当〔兵〕 久寿1・7・29)	備中
源 俊雅	鳥羽判官代〔兵〕 久寿1・7・29)	
源 俊兼	鳥羽別当〔平〕 2575)	
藤原俊憲	白河判官代〔中〕 天永3・4・24)	能登、土佐
源 俊弘	鳥羽判官代〔仁平〕	
惟宗俊弘	白河主典代〔中〕 大治4・7・15)	
源 俊実	鳥羽主典代〔兵〕 仁平2・2・20)	大隅
藤原俊清	白河別当〔江記〕 寛治7・10・3)	
藤原俊房	白河判官代〔尊卑〕	
源 俊房	白河判官代〔尊卑〕	
	白河別当〔中〕 永長1・2・22)	

源 俊明	白河別当〔平〕 1714)	加賀
助忠	白河主典代〔為房〕 長治1・1・10)	
藤原信通	白河別当〔平〕 1714)	
平 信範*	鳥羽判官代〔仁平〕	
藤原信輔	鳥羽別当〔平〕 2339)	淡路、若狹、武蔵、 因幡
藤原親賢	白河判官代〔尊卑〕	因幡
平 親範	鳥羽判官代〔兵〕 久寿1・8・8)	佐渡
藤原親隆*	鳥羽別当〔仁平〕	伯耆
是兼	鳥羽主典代〔長〕 保延1・2・27)	上総、信濃、尾張、 伊予
藤原成通	白河別当〔中〕 大治4・7・15)	
藤原成範	鳥羽別当〔平〕 2145)	
藤原成頼	鳥羽判官代〔公補〕 仁安1)	遠江、播磨
菅野政行	鳥羽判官代〔兵〕 久寿2・2・21)	周防、阿波
清雅	白河主典代〔世紀〕 寛治1・12・13)	
藤 清綱	鳥羽判官代〔中〕 保延1・12・29)	
平 清盛	鳥羽判官代〔台〕 久寿2・8・15)	
源 清長*	鳥羽別当〔仁平〕	肥後、安芸、播磨
藤原清隆	白河別当〔中〕 永長1・8・19)	土佐、美作
大江盛家	白河判官代〔中〕 永久2・8・2)	紀伊、丹波、讃岐、 越後、播磨、伊予
	鳥羽別当〔平〕 2145)	
	白河主典代〔中〕 大治4・7・15)	

高階盛章	鳥羽別当〔平〕補66)	越前、土佐、伊予、尾張、遠江
藤原盛方	白河主典代〔長〕大治4・8・16 鳥羽判官代〔世紀〕久安6・8・8)	出羽
藤原知綱*	白河判官代〔為房〕応徳3・11・26)	伯耆、阿波
知政	鳥羽主典代〔兵〕仁平3・3・15)	常陸
藤原知通	鳥羽判官代〔平〕補65)	丹後、備中
藤原仲実	白河別当〔中〕康和4・3・20)	美濃
藤原忠雅	鳥羽別当〔平〕補65)	美作、尾張
藤原忠基	鳥羽別当〔平〕2339)	
藤原忠教	白河別当〔平〕4975)	
藤原忠実	鳥羽別当〔平〕2145)	
藤原忠宗	鳥羽別当〔平〕2145)	
忠成	白河主典代〔白河上皇春日社御幸記〕	
平 忠盛	白河判官代〔中〕大治4・7・15)	伯耆、越前、備前
藤原忠通	鳥羽別当〔平〕2339)	美作、尾張、播磨
藤原忠能	白河院司〔中〕天永3・3・18)	駿河
藤原忠隆	鳥羽別当〔平〕2145)	丹波、但馬、備中
藤原朝方	白河判官代〔平〕4975)	伊予、播磨
	鳥羽別当〔平〕2339)	淡路、近江
	鳥羽判官代〔仁平〕	

藤原朝隆*	白河判官代〔中〕大治4・7・15)	信濃
藤原長実	鳥羽別当〔仁平〕	因幡、尾張、伊予、播磨
藤原長輔	白河別当〔平〕1714)	甲斐、丹後
藤原長方	鳥羽別当〔長〕大治4・7・26)	丹波、参河
藤原通季	鳥羽判官代〔公補〕安元2)	美作
藤原通季	鳥羽判官代〔平〕補65)	伊勢
大江通景	白河別当〔平〕1714)	日向
高階通憲	鳥羽主典代〔中〕長承1・1・7)	
大江通嗣	鳥羽判官代〔平〕5001)	
藤原通俊	鳥羽主典代〔世紀〕仁平1・6・28)	
藤原貞憲	白河別当〔中〕寛治2・1・19)	飛驒、摂津
高階敦遠*	鳥羽判官代〔兵〕久寿1・8・8)	参河、上野
藤原敦兼	白河判官代〔為房〕応徳3・11・26)	
藤原敦宗*	白河別当〔中〕大治4・7・15)	若狭、越後、加賀、尾張、備中、但馬
源 能俊	鳥羽別当〔平〕1714)	摂津、丹波
平 範家	白河別当〔平〕1714)	
藤原範兼	鳥羽別当〔平〕2145)	
中原範兼	鳥羽判官代〔平〕2339)	相模
藤原保実	鳥羽判官代〔仁平〕	佐渡、近江
藤原保成	鳥羽主典代〔外記補任〕	
	鳥羽別当〔公補〕寛治2)	
	鳥羽判官代〔中〕大治2・1・16)	美濃

惟宗輔兼 藤原輔明 藤原有業* 源有賢	白河主典代〔外記補任〕 白河判官代〔中〕承徳2・6・13 白河判官代〔殿〕天仁1・1・29 白河別当〔中〕大治4・7・15 鳥羽別当〔平〕2339	淡路 筑前、長門 參河、阿波、但馬
藤原頼憲 源頼政 大江頼盛	鳥羽判官代〔仁平〕 白河判官代〔公補〕治承2 鳥羽主典代〔世紀〕久安4・1・28	相模、紀伊
平頼盛	鳥羽判官代〔仁平〕	常陸、安芸、參河、尾張
藤原頼長 藤原頼方* 藤原隆季	鳥羽別当〔兵〕久寿1・7・29 鳥羽判官代〔兵〕仁平2・2・20 鳥羽別当〔平〕2491	但馬、讃岐、越後、土佐
高階隆行 藤原隆時	鳥羽判官代〔兵〕久寿1・1・7 白河別当〔中〕寛治7・1・3	因幡、但馬、近江

(1) 略号は以下の通り。〔中〕〔中右記〕、〔殿〕〔殿曆〕、〔兵〕〔兵範記〕、〔台〕〔台記〕、〔永〕〔永昌記〕、〔長〕〔長秋記〕、〔平〕〔平安遺文〕、〔台別〕〔台記別記〕、〔為房〕〔為房卿記〕、〔地下〕〔地下家伝〕、〔世紀〕〔本朝世紀〕、〔公補〕〔公卿補任〕、〔朝野〕〔朝野群載〕、〔尊卑〕〔尊卑分脈〕、〔仁平〕〔仁平御賀記〕、〔撰関〕〔撰関詔宣下類聚〕、〔後二条〕〔後二条師通記〕、〔法性寺〕〔法性寺殿御記〕

(2) \*は院司と家政職員を兼ねる者。

(3) 本表は、後藤陽一「創始期の院政に就て(上)」(『王朝国家国政史の研究』、吉川弘文館、一九八七年、初出は一九四二年)、柴田房子「家司受領」(『史窓』二八、一九七〇年)、河野房雄「平安末期政治史研究」(東京堂出版、一九七九年)、高橋昌明「清盛以前」(平凡社、一九八四年)、横道雄「院領荘園関係申請雑事の処理形態」(同「院政時代史論集」所収、続群書類従完成会、一九九三年、初出は一九八四年)などを参照しつつ、当該期の諸史料をもとに作成した。

表 2

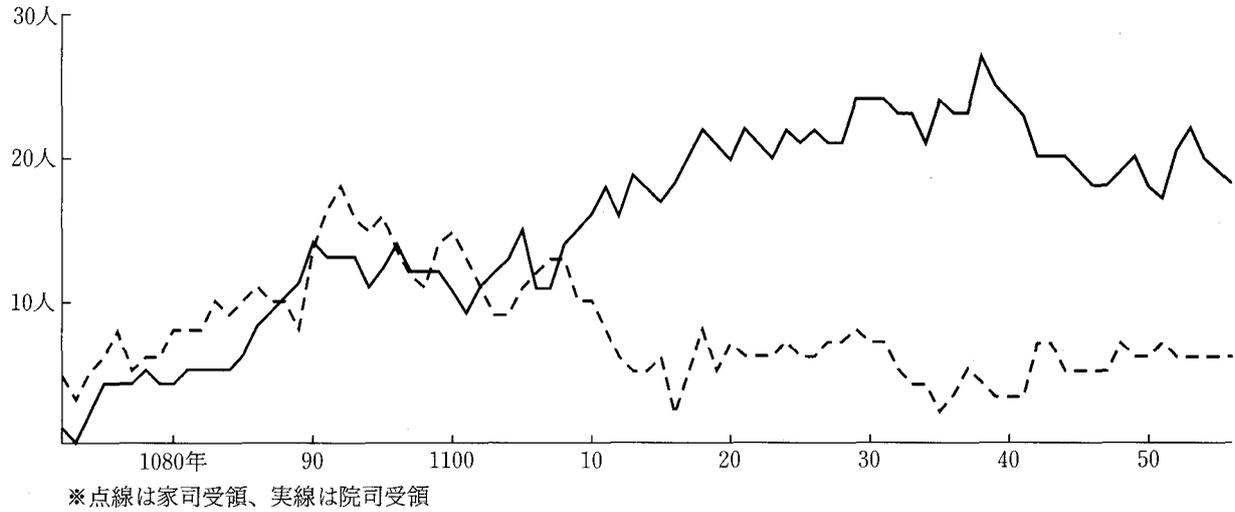


表 3

国名	在任年数	ランク									
山城	2	F	上総	20	D	佐渡	17	E	紀伊	35	C
大和	0	F	下総	4	F	丹波	40	B	淡路	42	B
河内	16	E	常陸	12	E	丹後	43	B	阿波	28	D
和泉	25	D	近江	53	A	但馬	52	A	讃岐	56	A
摂津	51	A	美濃	41	B	因幡	47	B	伊予	76	A
伊賀	39	C	飛騨	2	F	伯耆	38	C	土佐	51	A
伊勢	7	F	信濃	19	E	出雲	39	C	筑前	16	E
志摩	0	F	上野	37	C	石見	7	F	筑後	0	F
尾張	42	B	下野	12	E	隠岐	7	F	豊前	1	F
参河	26	D	陸奥	11	E	播磨	66	A	豊後	11	E
遠江	36	C	出羽	17	E	美作	74	A	肥前	16	E
駿河	8	F	若狭	34	C	備前	27	D	肥後	20	D
伊豆	20	D	越前	65	A	備中	62	A	日向	8	F
甲斐	47	B	加賀	42	B	備後	20	D	大隅	2	F
相模	32	C	能登	33	C	安芸	25	D	薩摩	0	F
武蔵	32	C	越中	24	D	周防	44	B	沓岐	3	F
安房	7	F	越後	54	A	長門	21	D	対馬	4	F

表 4

期 間	家司受領	院司受領
①1072—1085年	58	48
②1086—1106年	125	191
③1107—1128年	53	275
④1129—1156年	24	343